

事 務 連 絡

平成23年4月25日

各都道府県衛生主管部局御中

厚生労働省健康局結核感染症課

災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生に伴い、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者及び一定の間隔において複数回接種が必要な接種について予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）で定める間隔を過ぎてしまった者について、別添のとおり、特例措置を設けるための法令改正を行う予定としております。

別添の取扱いについては、本年3月11日に遡って適用することを予定しておりますので、実施主体の市町村におかれましては、政省令の公布を待たずに、予防接種法施行令及び予防接種実施規則の改正によって定期の予防接種の対象となる者に対する予防接種を実施して差し支えございません。

以上について、貴管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

## 予防接種法施行令の一部を改正する政令案の概要

### (1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、やむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、東日本大震災の発生の日から6か月程度の間、定期の予防接種を受けられるようにするための所要の改正を行う。

### (2) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項

### (3) 公布日

平成23年5月下旬（予定）

### (4) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成23年3月11日（予定）

## 予防接種実施規則の一部を改正する省令案の概要

### (1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、一定の間隔において複数回接種が必要な接種について、予定どおりに接種を受けることができない者が発生した。

これに伴い、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）において、所要の改正を行う。

### (2) 改正内容

ジフテリア・百日せき及び破傷風並びに日本脳炎の予防接種において、規則で定める複数回接種のそれぞれの間に置くべき間隔をおいている間に、東日本大震災の発生により定期の予防接種を受けることができなくなった者について、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔期間を過ぎてしまっても定期の予防接種とみなすことができるようにする。

### (3) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 10 条

### (4) 公布日

平成 23 年 5 月中旬（予定）

### (5) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成 23 年 3 月 11 日（予定）